

新春のお慶びを申し上げます

原村長

五味 武雄



新年明けましておめでとうございます。村民の皆様には、爽やかな新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。また平素は、村行政に對しご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年を顧みますと、わが国の急速な少子化・高齢化の動きに的確に対応していくために「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。当村では、国及び県が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しながら、村の実情を踏まえた「原村地域創生総合戦略」、及び今後の村づくりの根幹をなす「第5次原村総合計画」の策定作業を進めております。樫の木荘につきましては、現在地で

の建替えにて、現在トータルコンセプト等を建設委員会で検討して頂いています。概要が固まれば、村民の皆さまに説明会を開催し、概要設計に入っていくと考えています。

原村の医療・福祉政策の根幹をなす、医療費特別給付金での老人医療費給付につきましては、子どもや障がいを持たれた方等への給付を堅持すべく、平成28年度より支給開始年齢を一歳引き上げ66歳以上とさせていただきます。その後、給付金の支給状況、村の財政・経済状況を都度勘案し、段階的に70歳まで引き上げさせていただきます。

昨年の選挙で掲げさせて頂きましたマニフェストについて、
・日本で最も美しい村づくりの推進
・地域おこし協力隊による村づくり
・農業の再生を考える会の組織化
など
実現に向けて誠心誠意取り組んでまいります。

私も行政スタッフは、村民の皆さまの付託に応えられるよう更なる研鑽を積んで参ります。どうぞ、本年も変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

村民の皆さまのご多幸とご健勝を心よりご祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

新年明けましておめでとうございます。希望に満ちた新年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

平素は村政並びに議会活動に、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今年は諏訪大社の御柱祭、御用材は辰野町の横川国有林で伐採され、かやぶきの館に勢揃いし、提供して頂いた辰野町の関心も高く観光の名所となっています。原村においても抽籤祈願や曳行準備に氏子の熱気も高まり、御柱の出発地、御柱のふるさととして、観光や地域活性化に活か



原村議会議員

小平 雅彦

昨年は統一地方選挙の年、村長、村議会議員が新たに選出され、村政を担うこととなりました。社会は人口の減少、少子高齢化が加速する中、「地域創生総合戦略」による若者の定住促進や福祉の充実、子育て支援、教育の充実、農業や商工業の振興を図り、豊かな自然環境、美しい景観を保全し、自らの地域は自分たちで守り育てて行く住民自治を進めるとともに、「樫の木荘の建設」「八ヶ岳定住自立圏、観光圏」また「日本で最も美しい村連合加盟」「保健センター建設」にともなう保健、医療の充実などの重要課題が確実に村の発展につながる方向づけをし、新時代の原村を築いて行かなければなりません。

原村の良さを最大限伸ばし、活力に溢れ安全で安心して暮らせる村づくり、原村を訪れる者も、住んでいる者も共感を得られる村づくりを進めていくため、皆様のご意見を十分反映し、開かれた議会活動に取り組んでまいります。結びに原村の発展、皆様のご多幸ご健勝を御祈念申し上げますとともに、村政並びに議会活動に一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

10/2 日本で最も美しい村連合加盟



10月に「日本で最も美しい村」連合に加盟しました。「八ヶ岳の裾野に広がる豊かな自然と農地が調和した農村風景」「土蔵の鏝絵（こてえ）」が地域資源として認定されました。美しい村連合加盟を機に「村の良さ」を見直し、村づくりを一緒に考えていきたいと思います。



▲ 春の農場

11/18 個人県民税 未収金縮減率が県内1位



この日、県の税務行政に貢献したとして、原村に知事感謝状が伝達されました。村では村税収納率が99%を超えた（平成26年度決算）ほか、2009年度から5年間の未収金縮減率は県内1位という成果を上げました。



11/30 避難誘導灯の設置

県のグリーンニューディール基金事業の補助を利用し、村の防災拠点施設（原小学校体育館・社会体育館・中央公民館・地域福祉センター 等）への避難誘導灯として、太陽光一体型LED外灯を20基設置しました。これにより、災害時に停電した場合の避難経路の明かりの確保や物資輸送拠点・医療機関へのスムーズな誘導等、防災拠点の機能強化を図りました。

8/8 五味村長就任



16年にわたり原村行政運営にあたってきた清水村長の退任に伴い、原村長選挙で初当選した五味武雄さんが、第47代原村長に就任されました。

8/24 日達副村長就任



21日招集の原村議会臨時会にて副村長選任案件が同意され、翌22日付で前総務課長の日達章さんに選任発令書が交付されました。



9/24 保健センター 建替え工事 起工

老朽化に伴う新築建替え工事が起工しました。写真は、工事の安全を祈願して行われた起工式の様子です。新施設は、年度中の完成を目指し、既に取り壊しを終えた旧保健センター跡地に建築されます。12月末現在では建物外部の骨組みまで工事が完了しています。

9/30 原中学校大規模改修完了



原中学校の大規模改修工事が完了しました。生徒の学び環境の改善・整備を目的に、平成24年度に教室棟の改修に取り掛かり、平成27年度には技術棟、管理棟などが綺麗に整備されました。



特集

原村の2015年を振り返る

明けましておめでとうございます。
 去年は皆様にとってどんな一年でしたでしょうか。2015年の原村の主な出来事を写真とともに振り返ります。

6/23 図書の貸出冊数が200万冊を突破



原村図書館では、貸出冊数が200万冊を突破し、記念行事にて200万冊目の図書を借りた親子に記念品を贈呈しました。また、9月にはおたのしみ会が150回目の開催を迎え、これからも親しまれる図書館を目指していきます。

7/1 八ヶ岳定住自立圏の形成へ



八ヶ岳定住自立圏の形成に向け、原村は、「中心市」となる山梨県北杜市と、富士見町と共に連携協定を締結しました。これにより、観光や農業などの産業の振興、移住推進や婚活支援等を連携して行っていく予定です。

7/15 医療費特別給付金制度の見直し



村の福祉施策の根幹をなす「原村医療費特別給付金制度」について、同制度のあり方検討委員会は、制度に関する住民アンケート結果をふまえた見直し案を村に提出しました。見直しがなされた内容の詳細については、広報はら8月号、1月号15ページ、又は2月号をご覧ください。

3/20 第5水源完成



平成26年3月より水の安定供給を目的に行っていた第5水源（藤尾根湖東側）が完成しました。水源の建設費は約3億1000万円です。

6/18 樅の木荘建設委員会を設置



村では、建物の老朽化や耐震構造の観点から樅の木荘の今後のあり方について検討してきました。平成26年11月17日に行われた樅の木荘検討委員会では「存続すべきものとする。新築が望ましい。」とする旨の答申がなされ、平成27年6月18日に「樅の木荘建設委員会」が設置されました。委員会では、樅の木荘建設に関する検討がなされています。

所得の申告はお早めに

申告期間：2月16日(火)～3月15日(火)

確定申告書、村・県民税申告書の提出時期が近づきました。早めに作成して忘れずに提出しましょう。個別相談を希望する方は、相談会へお越しください。

問

【所得税について】

諏訪税務署 ☎52・1390（自動音声案内）

【村・県民税について】

住民財務課税務係 ☎79・7923（直通）

申告書及び各種資料は、2月から役場1階住民財務課の窓口でお配りしますので、ご利用ください。

所得の申告は、納税のためだけでなく、所得証明書の発行、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・保育料等の算定や軽減判定、各種年金や手当の支給のための大切な手続きです。所得の有無・多少にかかわらず必ず申告書を提出しましょう。

なお、提出は郵送でも構いません。

◆村で受付する申告

○村・県民税申告

○所得税の確定申告のうち、給与・年金などの申告、白色申告者の申告、医療費控除などの還付申告

○収入が年末調整された給与だけで、勤務先から給与支払報告書が当村に提出されている方

○収入が公的年金だけで、年金の支払先から公的年金等支払報告書が当村に提出されている方

○平成27年中の収入が全くなかった方で、村内にお住まいの方の扶養親族とされた方

◆次の点にご注意ください

■16歳未満の扶養親族は控除対象外ですが、氏名や生年月日等を必ず明記してください。

■医師による診察や治療にかかった費用の他、治療や診療のための医薬品を購入した費用も医療費控除の対象となります。

■障害者控除の認定書の発行

65歳以上で要介護・要支援認定を受けており、一定の要件を満たす方に、所得税や住民税などの障害者控除のための「障害者控除対象者認定書」を発行します。介護保険の認定の基準と税の障害者控除の基準が異なるため、介護認定を受けただけでは、税の障害者控除を受けることはできません。

税の障害者控除を受けるためには

◆村・県民税の申告が必要な人

村・県民税の申告が必要な方は、平成28年1月1日現在原村に住所のある方で、次に該当する方です。

○平成27年中に所得のあった方

○2力所以上から給与を受けた方

○給与所得者で給与以外の所得（20万円未満も含む）がある方

○給与支払報告書を当村へ提出していない勤務先から給与を受けた方

○中途退職などで年末調整を受けていない方

○公的年金の支払いを受けている方で年金以外の所得（20万円未満も含む）がある方

担当係へ申請をして「障害者控除対象者認定書」の交付を受けてください。※対象者や申し込み等、詳しくは、地域福祉センター内健康づくり係（☎79・7703）までお問い合わせください。

■社会保険料納付済額通知書の送付

1月下旬に平成27年中に国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を納付された方に、社会保険料納付済額通知書を送付します。これらは、「平成27年分 所得税確定申告」「平成28年度 村・県民税申告」の際、社会保険料控除の対象となりますので参考にしてください。

なお、特別徴収納付済額（年金からの天引き）については、本人以外の方が社会保険料控除として使用することはできません。

■扶養控除・配偶者控除

扶養親族、配偶者の年間の合計所得金額が38万円以下であれば、扶養控除・配偶者控除が受けられます。しかし、所得が1円でも超えている場合は、控除が受けられません。

また、配偶者控除とは別に、納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合で、かつ、配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満の場合

◆申告相談に必要なもの		
収入に関する書類	給与・公的年金所得者	源泉徴収票または支払者の証明書
	農業・不動産・営業等所得者	収支内訳書など（事前に作成してお持ちください）
	一時所得者	生命保険契約等の一時金、損害保険契約の満期返戻金などの支払証明書
	雑所得者	個人年金、太陽光発電の売電収入、シルバー人材センターの配分金等の支払証明書
控除に関する書類	社会保険料控除	国民年金保険料、その他社会保険料の支払額がわかるもの
	生命保険料控除 地震保険料控除	保険会社等から契約者に送付される生命保険料・地震保険料（旧長期損害保険料）等の控除証明書
	医療費控除	医療費・介護の明細書、領収書等（明細書は、診療を受けた人別、または病院別に集計してください）
	障害者控除	障害者手帳・療育手帳、障害者控除対象者認定書等
	配偶者控除 配偶者特別控除	配偶者の収入がわかるもの（源泉徴収票等）
	寄附金控除	寄附した団体等から交付された寄附金受領証明書等
	その他	印鑑、筆記用具、計算機、村・県民税申告書（事前に送付されている人）、本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの、届出印（口座振替の届出をする人）、前回の申告書や収支内訳書の控え

◆村・県民税の申告が必要ない人

次に該当する方は、村・県民税の申告は必要ありません。

○平成27年分所得税の確定申告書を提出する方

※青色申告の方、株式譲渡のある方、初めて所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の申告をされる方は、諏訪税務署で確定申告をしてください。

◆自宅のパソコンで確定申告書を作成し、郵送等で提出ができます◆

確定申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、税額などが自動計算され、簡単に作成できます。

作成した申告書をご自宅のプリンターで印刷すれば、混雑した会場に行くことなく郵送等で提出することができます。詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。



■ 村・県民税申告相談会 ■

実 施 日	場 所	受 付 時 間
2月	* 16日(火)	役場3階講堂 午前9時30分～午後3時
	* 17日(水)	役場3階講堂 午前9時30分～午後3時
	19日(金)	役場3階講堂 午前9時～午後3時
	22日(月)	大久保公民館 午前9時～正午
	23日(火)	柳沢公民館 午前9時～正午
	25日(木)	役場3階講堂 午前9時～午後3時
	26日(金)	役場3階講堂 午前9時～午後3時
3月	29日(月)	ハッ手公民館 午前9時～正午
	1日(火)	払沢公民館 午前9時～正午
	3日(木)	柏木公民館 午前9時～正午
	4日(金)	菖蒲沢公民館 午前9時～正午
	7日(月)	室内公民館 午前9時～正午
	8日(火)	中新田公民館 午前9時～正午
	10日(木)	役場3階講堂 午前9時～午後3時
	11日(金)	役場3階講堂 午前9時～午後3時
	14日(月)	役場3階講堂 午前9時～午後3時

☆正午～午後1時は休憩させていただきます。
 ☆相談者の人数によっては、長時間お待ちいただく場合があります。時間に余裕を持ってお越しください。
 ☆収支内訳書や医療費の明細書は、必ず事前に作成してお越しください。
 ☆申告相談会の期間中は、住民財務課窓口での相談はご遠慮ください。
 ☆青色申告の方、土地や株等譲渡所得のある方、住宅借入金等特別控除のある方は、税務署で申告してください。
 ☆所得税の還付の申告書は、1月4日(月)から税務署で受け付けています。

*の日は、税理士会主催の確定申告相談を同時開催します

- 開催日／2月16日(火)、17日(水)
- 時 間／午前9時30分～午後3時
- お持ちいただく書類

前年度申告書の控え(代理送信した方は、送信時のプリントアウト)、口座名・口座番号等の資料、予定納税額・口座振替の有無のわかるもの、税務署からのお知らせはがき

※なお、次に該当する方は計算等相談内容が複雑ですので、この相談会では受付できません。

- ・土地や建物、株式、ゴルフ会員権等の資産を売却または交換をした方
- ・新たに住宅借入金等特別控除を受ける方
- ・事業所得、農業所得、不動産所得、雑所得を有する方で前年分の所得金額が300万円を超える方
- ・消費税の申告をする方で前々年分の課税売上金額が3000万円を超える方
- ・贈与税の申告をする方

申告書の提出・問い合わせ先

【村・県民税申告書について】

原村役場 住民財務課 税務係

〒391-0192

長野県諏訪郡原村6549番地1

電話：79-7923(直通)

【所得税の確定申告書について】

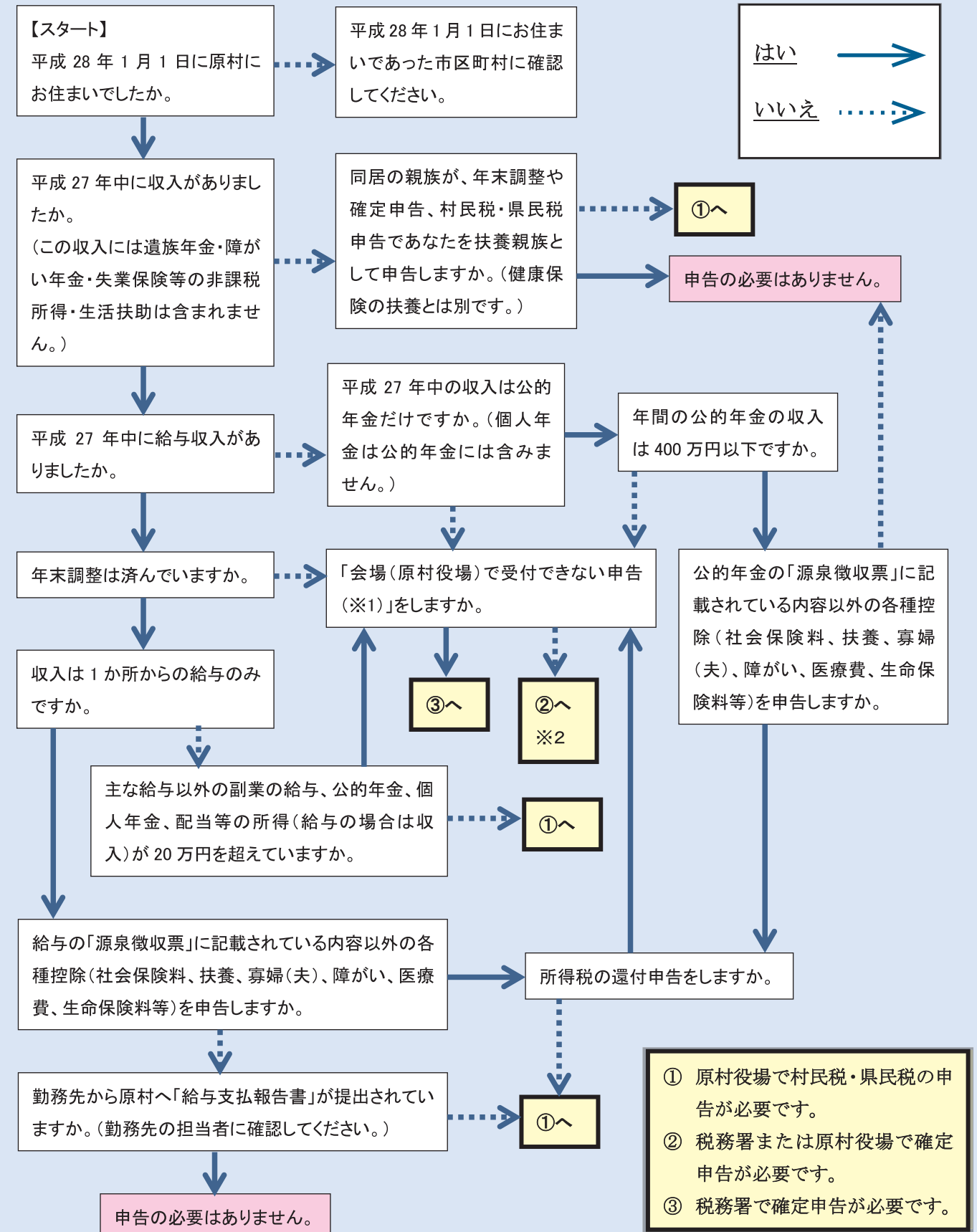
諏訪税務署

〒392-8610

長野県諏訪市清水2丁目5番22号

電話：52-1390(代表)

あなたは申告する必要があるでしょうか？確認してみましょう！



※1 青色申告の方、株式等譲渡所得がある方、初めて所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の申告をされる方等

※2 所得控除の合計額が所得金額の合計額を超える方で、所得税が源泉徴収されていない方は村民税・県民税の申告となります。